（特定用語の使用基準） **第11条**　銀行は、金融商品等に関する次の各号に掲げる用語を使用するに当たっては、当該各号に定めるところによらなければならない。 ⑴　最上級その他の序列を意味する用語 「最高」、「最低」、「最良」、「最大」、「最小」、「日本一」、「第１位」、「ナンバーワン」、「一番」等業界における最上級その他の序列を直接に意味する用語は、その主張する内容が客観的に実証されている場合にのみ使用すること。 ⑵　唯一性を意味する用語 「我が国初」、「銀行界で初めて」、「当行だけ」等業界における唯一性を直接に意味する用語は、その主張する内容が客観的に実証されている場合にのみ使用すること。 （比較広告の表示基準） **第12条**　銀行は、金融商品等に関する広告において、他者の金融商品等との比較を表示する場合には、次の各号に定めるところによらなければならない。 ⑴　比較広告で主張する内容が客観的に実証されていること。 ⑵　実証されている数値や事実を正確かつ適正に引用すること。 ⑶　比較の方法が公正であること。 （公正取引協議会の事業） **第14条**　公正取引協議会は、この規約の目的を達成するため、次の事業を行う。 ⑴　この規約の周知徹底に関すること。 ⑵　この規約についての相談、指導及び苦情処理に関すること。 ⑶　この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。 ⑷　この規約の規定に違反する銀行に対する措置に関すること。 ⑸　不当景品類及び不当表示防止法その他の公正取引に関する法令の普及及び違反の防止に関すること。 ⑹　関係官公庁との連絡に関すること。 ⑺　その他この規約の施行に関すること。 （違反に対する措置） **第16条**　（略） ２　公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた銀行がこれに従っていないと認められるときは、当該銀行に対し除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。	（特定用語の使用基準） **第11条**　（同左） ⑴　最上級その他の序列を意味する用語 「最高」、「最低」、「最良」、「最大」、「最小」、「日本一」、「第１位」、「ナンバーワン」、「一番」等業界における最上級その他の序列を直接に意味する用語は、その主張する内容が客観的に実証されている場合にのみ使用すること ⑵　唯一性を意味する用語 「我が国初」、「銀行界で初めて」、「当行だけ」等業界における唯一性を直接に意味する用語は、その主張する内容が客観的に実証されている場合にのみ使用すること （比較広告の表示基準） **第12条**　（同左） ⑴　比較広告で主張する内容が客観的に実証されていること ⑵　実証されている数値や事実を正確かつ適正に引用すること ⑶　比較の方法が公正であること （公正取引協議会の事業） **第14条**　（同左） ⑴　この規約の周知徹底に関すること ⑵　この規約についての相談、指導及び苦情処理に関すること ⑶　この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること ⑷　この規約の規定に違反する銀行に対する措置に関すること ⑸　不当景品類及び不当表示防止法その他の公正取引に関する法令の普及及び違反の防止に関すること ⑹　関係官公庁との連絡に関すること ⑺　その他この規約の施行に関すること （違反に対する措置） **第16条**　（略） ２　公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた銀行がこれに従っていないと認められるときは、当該銀行に対し除名処分をし、又は公正取引委員会に必要な措置を講ずるよう求めることができる。
３　公正取引協議会は、前条第３項又は前二項の規定により警告し、又は除名処分をしたときは、その旨を文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。 （規則の制定） **第18条**　（略） ２　前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。	３　公正取引協議会は、前条第３項又は前２項の規定により警告し、又は除名処分をしたときは、その旨を文書をもって公正取引委員会に報告するものとする。 （規則の制定） **第18条**　（略） ２　前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会の承認を受けるものとする。

記

この規約の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

十一　みその表示に関する公正競争規約（平成十六年公正取引委員会告示第四号）の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

㈡　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

㈢　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変　更　後	変　更　前
（目的） **第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第11条第１項の規定に基づき、みそ（容器に入れ、又は包装されたものに限る。）の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。 （違反に対する措置） **第12条**　（略） ２　公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者が、これに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、50万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。 ３　公正取引協議会は、前条第３項又は前二項の規定により警告し、違約金を課し、又は除名処分したときは、その旨を遅滞なく文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。 （規則の制定） **第14条**　（略） ２　前項の規則を定め、又はこれを変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。	（目的） **第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第12条第１項の規定に基づき、みそ（容器に入れ、又は包装されたものに限る。）の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、一般消費者の適正な商品選択に資するとともに、不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保することを目的とする。 （違反に対する措置） **第12条**　（略） ２　公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者が、これに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、50万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は公正取引委員会に必要な措置を講ずるよう求めることができる。 ３　公正取引協議会は、前条第３項又は本条第１項若しくは第２項の規定により警告し、違約金を課し、又は除名処分したときは、その旨を遅滞なく文書をもって公正取引委員会に報告するものとする。 （規則の制定） **第14条**　（略） ２　前項の規則を定め、又はこれを変更しようとするときは、事前に公正取引委員会の承認を受けるものとする。